明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

平成25年度給水装置工事主任技術者試験の公示

当財団は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の12第１項の規定に基づき、平成25年度給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を次のとおり行うので公示します。

平成25年５月20日

東京都中央区日本橋箱崎町４番７号
日本橋安藤ビル
公益財団法人　給水工事技術振興財団
理事長　藤田　賢二

１．試験地区（試験予定地）

北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（習志野市、東京都杉並区）、中部（名古屋市）、関西（寝屋川市）、中国四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）

２．試験期日

平成25年10月27日（日）

３．試験科目

⑴　公衆衛生概論
⑵　水道行政
⑶　給水装置の概要
⑷　給水装置の構造及び性能
⑸　給水装置工事法
⑹　給水装置施工管理法
⑺　給水装置計画論
⑻　給水装置工事事務論

４．試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る１級又は２級の技術検定に合格した者は、上記試験科目のうち⑶給水装置の概要及び⑹給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

５．受験資格

給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者とする。

６．受験の手続

⑴　次の書類を提出すること。
①　給水装置工事主任技術者試験受験願書
②　給水装置工事実務従事証明書
③　写真（出願前６か月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
⑵　試験科目の一部免除を受けようとする者は、次の書類を併せて提出すること。
①　給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書
②　１級又は２級管工事施工管理技術検定合格証明書の写し
⑶　受験願書等の書類の作成にあたっては、原則として当財団ホームページに掲載するインターネット申込書作成システムを利用すること。

７．受験願書等の書類の受付期間及び提出先

⑴　受験願書等の書類は、平成25年５月20日（月）から６月28日（金）（消印有効）までの間に公益財団法人給水工事技術振興財団国家試験部国家試験課（〒103―0015　東京都中央区日本橋箱崎町４番７号　日本橋安藤ビル　電話03―5695―2511）に簡易書留郵便により提出すること。
なお、同一封筒による二人以上の申し込み及び宅配便等を利用したものは認められない。
⑵　やむを得ず受験願書等の書類を直接当財団に持参する場合の受付時間は、上記期間中（土曜日、日曜日を除く。）の午前10時から午後４時までとする。
⑶　提出した書類は返却しない。
⑷　申請した受験地区の変更を希望する場合は、所定の用紙を９月９日（月）までに当財団あて提出すること（必着）。

８．受験手数料

⑴　受験手数料は16,800円とし、郵便振替により納付すること。
⑵　受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返却しない。

９．受験票の発送

受験票は、10月１日（火）に発送する。

10．試験結果の発表

試験の合格者は、平成25年12月10日（火）午前10時、厚生労働省及び当財団の掲示場に、その受験番号を掲示して発表するとともに、当財団のホームページ（http://www.kyuukou.or.jp）にも掲載して発表する。
なお、合格者には合格証書を、不合格者にはその旨を記載した通知書を、それぞれ親展により送付する。

11．受験申請書類の入手方法

当財団ホームページに掲載するインターネット申込書作成システムに必要事項を入力することにより、受験申請書（受験願書、実務従事証明書、一部免除申請書）が入手できる。
上記の入手方法が困難な場合は当財団まで連絡すること。
なお、インターネット申込書作成システムは、平成25年５月20日（月）10時から６月28日（金）17時まで利用可能とする。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目三番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　（配送料別）　二七二円（本体二六〇円）

合併公告

平成25年５月20日

熊本県玉名郡和水町大浜1765番地１
末広建設株式会社（甲）
代表取締役　多田隈亮範

熊本県玉名郡和水町大浜1765番地１
末広建設有限会社（乙）
代表取締役　多田隈亮範

（甲）を存続会社とし、（乙）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しましたので、会社法第789条第２項の規定に基づき公告します。

（甲）は、平成25年５月31日をもって（乙）から承継した資産、負債及び権利義務を引き継ぎます。

（甲）は、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表を開示しますが、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

（乙）は、平成25年５月31日の貸借対照表を作成しましたので、会社法第789条第２項の規定に基づき公告します。

（乙）は、平成25年５月31日をもって（甲）に対し、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表に計上されている資産、負債及び権利義務を引き継ぎます。

（乙）は、平成25年５月31日の貸借対照表を作成しましたので、会社法第789条第２項の規定に基づき公告します。

（乙）は、平成25年５月31日をもって（甲）に対し、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表に計上されている資産、負債及び権利義務を引き継ぎます。

（甲）は、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表を開示しますが、（乙）の平成25年５月31日の貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

（甲）は、平成25年５月31日をもって（乙）から承継した